

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

## NTT・TC リース株式会社の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F)を付与

発行体 / 借入人 : NTT・TC リース株式会社

評価対象 : NTT・TC リース株式会社  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### <グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

### 第1章: 評価の概要

NTT・TC リース株式会社は2020年7月に日本電信電話株式会社（NTT）と東京センチュリー株式会社の資本業務提携の一環として、NTT ファイナンス株式会社のリース事業およびグローバル事業の一部を分社化し、NTT、NTT ファイナンスおよび東京センチュリー3社による合弁会社として営業を開始した。当社はNTTグループと東京センチュリーグループの強みを融合し、国内外におけるリース・ファイナンス事業の更なる発展と、環境、教育、医療といった新しい成長分野に取り組んでいる。

当社は、グループの戦略的リース会社として「金融サービスを通じて、新たな価値創造や社会的課題の解決に取り組み、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献」する事を理念とするサステナビリティ経営を実践している。この理念のもと行われる当社のCSR活動は、3つのテーマ「地球環境の保全」「安心・安全な社会の実現」「人材の尊重」に基づいて、推進・展開されている。これらの具体的な取り組みは、NTTグループの「サステナビリティ憲章」とも足並みを揃え、ESGへの貢献、および企業価値の向上に努めている。

今般の評価対象は、当社がグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）による資金調達を行うために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは

本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」および「グリーンローンガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）、および環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

当社は本フレームワークの中で、資金使途の適格クライテリアを「再生可能エネルギー」「エネルギー効率」「グリーンビルディング」の3つとしている。

JCRは、当社が定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

当社は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。選定プロセス、グリーンファイナンスによる調達資金の管理も適切に定められており、予め定められたレポート内容前提とすると、透明性も確保される。以上より、JCRは当社に関して、管理・運営体制が適切で透明性が高いと評価している。

この結果、JCRは本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021 年版  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021  
<https://www.lma.eu.com/>

<sup>3</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022 年版  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

<sup>4</sup> 環境省 グリーンローンガイドライン 2022 年版  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf> (pp.81-)

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークにおける資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では最初に、本フレームワークに基づく調達資金が、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、資金使途の持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### < 資金使途にかかる本フレームワーク >

本フレームワークに基づき調達された資金は、以下の適格プロジェクトに対するリース・融資等のファイナンス又はリファイナンス (リース、割賦契約、融資等の対象資産) に充当する予定です。

適格クライテリア	適格プロジェクト	SDG s との関係
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下いずれかの再生可能エネルギー供給拡大を目的とする関連施設取得               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 太陽光発電</li> <li>➢ 風力発電</li> <li>➢ 中小水力発電 (30MW 未満)</li> <li>➢ バイオマス発電(当該設備が所在する都道府県もしくはその隣県から燃料を調達している設備)</li> <li>➢ 地熱発電</li> </ul> </li> </ul>	
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー効率が 30%以上改善することを目的とした投資 (空調更新/LED 照明導入)</li> </ul>	
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のいずれかの建物認証または所在自治体による環境性能に関する認証を取得済みまたは今後取得予定の建築物の新規取得資金               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ CASBEE 建築における S ランク、A ランク、B + ランク</li> <li>➢ BELS における 3 つ星以上</li> <li>➢ DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上</li> <li>➢ LEED 認証における Platinum, Gold, Silver</li> <li>➢ 東京都建築物環境計画書制度における評価段階 3 または評価段階 2</li> </ul> </li> </ul>	

## ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

### a. プロジェクトの環境改善効果について

当社が本フレームワークで資金使途としてグリーンファイナンス・フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトの対象は、再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業、グリーンビルディング事業であり、高い環境改善効果が期待できる。

#### 再生可能エネルギー

本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトは、顧客が運営する太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギー関連施設である。太陽光発電・風力発電・中小水力発電・バイオマス発電および地熱発電は化石燃料を代替することで CO<sub>2</sub> 削減効果を有するクリーンなエネルギーである。なお、当社はグリーン適格性を担保するため、いずれのプロジェクトにおいても事業に必要な許認可の取得、法令で定められた環境影響評価の終了を前提条件としている。

2021 年 10 月に経済産業省が公表した「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、2030 年度の温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減するため、国内の発電量の約 36~38%を太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーで賄うことを目標に、最大限の導入を図るものとしている。これより、JCR は当社の再生可能エネルギープロジェクトについて、環境改善効果の高いものと評価している。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

#### エネルギー効率

顧客が利用するリース物件の高効率化を目的とした空調更新や、「安全安心な明るい街づくり」を目指した街路樹の LED 化事業である。

当社は、適合プロジェクトの選定の際、取り組み前後で 30%以上の環境改善効果が期待できるものとしている。また、エネルギー効率の削減率は、グローバルな水準に照らして遜色のないものとなっている。これにより、選定されるプロジェクトは環境改善効果が高く、適格クライテリアが適切であると JCR では評価している。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「省エネルギーに関する事業」に該当する。

#### グリーンビルディング

当社がリースするグリーンビルディングは、CASBEE 建築、BELS 認証、DBJ Green Building 認証、LEED 認証における上位 3 ランクの認証、または東京都建築物環境計画書制度の上位 2 ランクを取得している物件である。

個々の認証の詳細は後述するが、いずれも地域、国または国際的に認知された環境認証であり、適格クライテリアのランクを取得する事で環境改善効果が期待できる。そのため、JCR はこの適格クライテリアが適切であると評価する。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「グリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

## CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEEとは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発されたCASBEE-不動産等がある。

評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。CASBEE-建築では、建築物の環境品質（Quality）を建築物の環境負荷（Load）で除した環境性能効率（BEE: Built Environmental Efficiency）で表す。CASBEE-建築ではBEEの値が1.0以上、すなわち、建築物の環境品質が環境負荷以上となる物件に対して、B+以上の評価が付けられる。

今般当社が適格クライテリアとして定めたCASBEE-建築B+以上は、環境改善効果を有するとJCRでは評価している。

## BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)

BELSとは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能および一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI（Building Energy Index）によって1つから5つにランク分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1つ星は既存の省エネ基準（一次エネルギー消費量基準1.1以下）、2つ星は省エネ基準（一次エネルギー消費量基準が1.0以下）、3つ星は誘導基準（一次エネルギー消費量基準が0.8（非住宅用途）/0.9（住宅用途）以下）を満たしている。

当社が適格クライテリアとして定めたBELS 3つ星以上は、環境改善効果を有するとJCRでは評価している。

## DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」、「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の3つの大カテゴリについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている<sup>5</sup>。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、JCR は当社の資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

## LEED (エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ)

LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、非営利団体である米国グリーンビルディング評議会 (USGBC) によって開発および運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。2021 年現在、160 以上の国または地域で認証を受けた建物が存在する。

認証の種類には、BD+C (建築設計および建設)、ID+C (インテリア設計および建設)、O+M (既存ビルの運用とメンテナンス)、ND (近隣開発)、HOMES (ホーム) の 5 種類がある。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から Platinum (80 ポイント以上)、Gold (60-79 ポイント)、Silver (50-59 ポイント)、Certified (標準認証) (40-49 ポイント) である。省エネルギーに関する項目は、取得ポイントが高いかあるいは必要条件を達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、高い認証レベルを得るためにはエネルギー効率が高いことが必要と考えられる。したがって、当社が適格とした Silver 以上の建物は、資金使途として適切であると JCR は考えている。

## 東京都建築物環境計画書制度

東京都建築物環境計画書制度は、東京都が一定規模以上の建築物の建築主に建築物環境計画書の提出等を義務付け、各建築主の提出した計画書等の概要を東京都がウェブサイトで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取組を求め、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ること等を目的としたものである。延べ面積 2,000m<sup>2</sup> のすべての用途の建築物を対象としている。

建築物に起因する環境への負荷の低減を図るために、エネルギー使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和の 4 分野を評価対象とし、建築主の積極的な配慮を求めている。

評価自体は、外皮性能である PAL 値とエネルギー効率の指標である ERR 値により 3 段階で評価される。

JCR は当社の資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

<sup>5</sup> 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」(2019 年 2 月 DBJ Green Building 認証ウェブサイト)

## b. 環境に対する負の影響への配慮について

当社では、対象事業が環境関連法令・条例・ガイドライン等の違反がないかを確認する。特に再生可能エネルギー、グリーンビルディングに係るプロジェクトは、規模も大きいため近隣環境への配慮が欠かせない。いずれのプロジェクトにおいても事業に必要な許認可の取得、法令で定められた環境影響評価、GHG ライフサイクルアセスメントが事業者を通じて実施されていることの確認を行う。また事業者を通じて地域住民への説明が実施され、理解が得られていることを確認した上で実行される。

これより、JCR は当社が、環境に及ぼし得る負の影響について適切に配慮していることを確認した。

<環境に対するネガティブな影響>

想定されるリスク	リスク緩和対応
<b>再生可能エネルギー</b>	
開発による周辺環境の破壊（森林・自然斜面など） 周辺住民からの反対 発電設備の稼働による周辺環境悪化（景観、騒音、振動、バードストライク等）	地域住民への説明 必要に応じて環境影響評価の確認
<b>エネルギー効率</b>	
工事に伴う騒音、振動など周囲への悪影響	事前周知徹底と工事中の安全管理
<b>グリーンビルディング</b>	
物件の瑕疵、土壌汚染、周辺住民からの反対	地域住民への説明 デューデリジェンスの確認 必要に応じて環境影響評価の確認

## c. SDGs との整合性について

JCR は、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、本フレームワークで定める資金使途が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。



### 目標 11：住み続けられるまちづくりを

**ターゲット 11.3** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

**ターゲット 11.6** 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

12

つくる責任  
つかう責任**目標 12 : つくる責任、つかう責任**

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

13

気候変動に  
具体的な対策を**目標 13 : 気候変動に具体的な対策を**

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、ならびに一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

<目標にかかる本フレームワーク>

当社は「金融サービスを通じて、新たな価値創造や社会的課題の解決に取り組み、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献」する事を果たすべき使命・責任と考え、Corporate Social Responsibility(CSR)活動を推進・展開しています。

##### ■ 地球環境の保全

新たな価値創造による地球環境への貢献に取り組みます。具体的には、再生可能エネルギー事業やグリーンビルディング取得に関するフィナンシャルサポートを通じて低炭素化社会実現、ひいては地球環境の保全に向けて取り組んで参ります。

##### ■ 安心・安全な社会の実現

信頼性の高いサービスの提供、情報セキュリティの確保、及び地域社会の交流活性化をめざします。具体的には、医療機関における医療・介護用機器の購入や、教育機関における教育関連設備の購入に関するフィナンシャルサポートを通じて、安心・安全な社会の実現に向けて取り組んで参ります。

##### ■ 人材の尊重

自主性と創造性の尊重、及びダイバーシティ推進に取り組みます。具体的には、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法施行に基づき、2020年7月1日から2025年3月31日迄を計画期間として、女性管理者比率6%以上、男性社員の育児休暇率50%以上、並びに総労働時間1,800時間以下を目標として設定しております。以上の目標に基づき、女性活躍推進、育児や介護との両立支援、ひいては人材の尊重に向けて取り組んで参ります。



## ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

当社が本フレームワークを策定することおよびグリーンファイナンスにより調達した資金を、適格クライテリアを満たすプロジェクトへの資金に充当することは、NTT・TC リースの CSR テーマの一つである地球環境の保全に資するものである。

以上より、JCR では本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの実行は、当社の目標と整合的であると評価している。

### b. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ 1 で確認したとおり、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

### c. プロセス

#### ＜プロセスにかかる本フレームワーク＞

当社の経営企画部財務部門が、適格クライテリア及び適格プロジェクトを選定し、経営企画部長が最終決定を行います。また、その結果については CSR 委員会に報告します。

なお、各適格プロジェクトに関連する潜在的な環境リスク及び社会的リスクと、その低減のための対応は以下の通りです。

- 対象事業が環境関連法令・条例・ガイドライン等が遵守されていることの確認
- 建設、開発に際して、発電事業者により地域住民への説明がなされ、理解を得た上で実施されていることを確認

## ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

グリーンファイナンス実行に際して、リース契約の場合、物件はディーラーおよび借主で選定され、当社は関与しないことが想定される。当社は、対象事業の遵法性や対象事業の近隣地域住民への説明有無といった内容の報告をディーラー等から受け取り、物件確認、不動産の実地確認を行う。その後、フレームワークの記載の流れで最終決定が行われる。

これより、JCR は、当社が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスを適切に定めており、投資家等に対する透明性も確保していると評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理にかかる本フレームワーク>

本フレームワークに基づく調達資金の充当と管理は、当社の経営企画部財務部門が行います。経営企画部財務部門にて、適格プロジェクトの予算と支出を内部管理するシステムを用意し、これによって調達資金の充当額と未充当額を確実に追跡します。また、充当額と未充当額の合計が、調達資金の合計額と整合するよう、定期的に確認を行います。なお、調達資金は、適格プロジェクトに充当するまでの間、現金または現金同等物にて管理、もしくは譲渡性預金等、安全性及び流動性の高い資産で運用します。

また、適格プロジェクトへの充当期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定のプロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。資金充当完了後も、資金使途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象及び未充当金の発生状況に関し、当社ウェブサイト等で速やかに開示を行います。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスによる調達資金は、速やかに充当対象となるプロジェクトへの取得資金および当該資金のリファイナンスに充当され、未充当資金が長期にわたって発生しないよう調達される予定である。追跡管理およびグリーンファイナンス残高の管理は、経営企画部財務部門によりスプレッドシートを用いて行われる。グリーンファイナンスを含む資金調達に関する帳票は、償還/返済後 10 年間保存される。

資金調達は、取締役会の決議にて調達手段別に金額枠が設けられ、その範囲内において実行される。電子決裁のシステムを用いて内部管理が行われる。

また、内部監査は、資金調達を行う承認プロセスについて行われ、また会計全般について監査法人による会計監査も行われるため、適切な統制が図られる。

グリーンファイナンスの償還/返済前に、資金使途の対象である物件の売却等により未充当資金が発生した場合、再度適格クライテリアに合致する他のプロジェクトに充当される予定となっている。

以上より、JCR は、当社の資金管理は適切であると評価している。

### 3. レポーティング

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

〈レポーティングにかかる本フレームワーク〉

##### 【資金充当状況レポーティング】

- 当社は、調達資金の全額を適格プロジェクトに充当するまで、経営企画部財務部門による資金充当状況の確認を毎年実施し、調達資金の充当額と未充当額、未充当額がある場合はその運用方法をウェブサイトにて毎年開示します。なお、調達資金を既存の支出、出資・投資資金に充当する場合は、その金額又は割合を開示する他、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合は、その変更内容について開示する予定です。なお、ローンによる調達の場合、貸し手に対して資金充当の状況を報告します。

##### 【インパクト・レポーティング】

- 当社は、本フレームワークに基づき調達したグリーンボンド及びグリーンローンの残高がある限り、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、以下の情報をウェブサイトにて年 1 回、開示します。なお、ローンによる調達の場合、貸し手に対して以下の情報を報告します。

適格クライテリア	適格プロジェクト	レポーティング項目
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー供給拡大を目的とする関連施設取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得施設概要</li> <li>年間発電量</li> <li>CO2 排出削減量</li> </ul>
エネルギー効率	エネルギー効率改善を目的とした投資 (空調更新/LED 照明導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資概要/実績</li> <li>エネルギー消費量の削減量</li> <li>CO2 排出削減量</li> </ul>
グリーンビルディング	グリーンビルディングの新規取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得した物件概要</li> <li>取得したビルの有効な環境認証取得レベル</li> </ul>

〈本フレームワークに対する JCR の評価〉

#### a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

グリーンファイナンスによる調達資金の用途および充当状況は、当社のウェブサイト等で公表される。また、資金の充当状況に関する重要な変更が生じた場合には、その旨もウェブサイト等にて開示されることになっている。

#### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

当社のフレームワークに定めているインパクトレポーティングにおけるレポーティング項目は、当社のウェブサイト等にて開示される予定である。これらの内容には、年間発電量、CO2 排出削減量、エネルギー消費量の削減量といった定量的指標が含まれる。

以上より、JCR は当社のレポーティングが適切であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

NTT・TC リースの所属する NTT グループは、2021 年 11 月に NTT グループサステナブル憲章を発表し、係る取り組みとして 3 つのテーマ「社会が低炭素化している未来へ」、「資源が循環している未来へ」、「自然と共生している未来へ」を出している。その中で具体的な目標が掲げており、NTT グループ会社全体にかかわる温室効果ガス目標に関しては、2030 年度で温室効果ガス\*80%削減（2013 年度比）、2040 年度にカーボンニュートラルとしている。（※GHG プロトコル SCOPE1,2 を対象）

指標		2020実績	2025	2030	2040
CO <sub>2</sub> 社会が低炭素化している未来へ 資源が循環している未来へ 自然と共生している未来へ	1 温室効果ガス <sup>※1</sup>	NTTグループ全体 399万トン 14%削減 (2013年度比)		80%削減 (2013年度比)	カーボンニュートラル
		モバイル (NTTドコモ) (再掲) 141万トン			カーボンニュートラル
		データセンター (再掲) 105万トン			カーボンニュートラル
	2 一般車両のEV化率	11%	50%	100%	
	3 通信事業の通信量当たりの電力効率	1.7倍 (2017年度比) 6.2倍 (2013年度比)	2倍 (2017年度比)	10倍 (2013年度比)	
	4 社会の温室効果ガス排出量の削減貢献量	10.5倍		10倍	
5 廃棄物のリサイクル率	98.4%		99%以上		
6	生態系を保全するため、あらゆる活動を通じた取組みを積極的に推進				

(出典：NTT グループホームページ「環境に関する指標と目標」)

NTT・TC リースおよび関連子会社（当社グループ）は NTT グループ、東京センチュリーの合弁会社として、「両グループとの連携による市場拡大」「セキュリティマネジメントの徹底・CSR の推進」の各種施策に取り組んできた。

また当社の価値観や目的を全てのステークホルダーと共有するため、企業理念と行動憲章を制定している。

#### 「企業理念」

信頼 (Trust) を礎に、イノベーションを取り組み、日々の成長を目指す

#### 「行動憲章」

- ・ 社会への貢献
- ・ ベストなサービスの提供
- ・ 法令・社会規範の遵守
- ・ 高い倫理観に基づく行動
- ・ 社会とのコミュニケーション
- ・ 個性の尊重
- ・ 新たな取り組みへの挑戦

企業理念、行動憲章のもと、当社は「金融サービスを通じて、新たな価値創造や社会的課題の解決に取り組み、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献」する事を果たすべき使命・責任と考え、Corporate Social Responsibility(CSR)活動を推進・展開している。

CSR 活動は、CSR 重点テーマの一つ「地球環境の保全」について、以下の具体的な取り組みを行っている。

▶ 環境・エネルギー事業への貢献：

- ・ リースを活用した街路樹の LED 化事業
- ・ 再生可能エネルギー（太陽光発電事業やバイオガス発電事業等）事業への金融サポート

▶ リユース・リサイクルによる環境負荷低減：

- ・ リース期間が満了したパソコンを中古商品として 95%以上のリユースを行っている。
- ・ リース事業で培った査定や販売ノウハウ、データ消去の高度な技術を用いて、顧客所有の情報関連機器や什器などの買取・販売を行っている。

当社の CSR 活動の推進体制として、CSR 委員会を設置し、基本方針、活動方針、活動計画、取り組みテーマを定期的に討議している。委員会は代表取締役を委員長、重要な組織の長を委員として構成され、原則として年 1 回開催される。

NTT・TC リースは、CSR 活動をアップデートしたサステナビリティ経営にかかる方針の策定を現在検討している。現状、環境に関する中長期目標や、外部の環境専門家の関与などが無いため、今後、サステナビリティ経営にかかる方針に盛り込まれることを期待したい。

以上より、当社は経営陣が環境問題を優先度の高い重要課題として位置付けていると JCR は評価している。



■評価結果

JCRは本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・菊池 理恵子

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金用途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

**JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価**：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル